

## 新宿区国民健康保険条例改正案の概要

## I 諮問事項

## 1 保険料率等の改定（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
基礎分	所得割	7.25/100	7.32/100	△0.07/100	—
	均等割	39,900円	39,000円	900円	2.31%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	610,000円	580,000円	30,000円	5.17%
後期高齢者 支援金分	所得割	2.24/100	2.22/100	0.02/100	—
	均等割	12,300円	12,000円	300円	2.50%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	190,000円	190,000円	据置	—
介護納付金分	所得割	1.66/100	1.65/100	0.01/100	—
	均等割	15,600円	15,600円	据置	—
	賦課割合	54:46	53:47	1:△1	△1ポイント
	限度額	160,000円	160,000円	据置	—

## 2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
基礎分	7割減額	27,930円	27,300円	630円
	5割減額	19,950円	19,500円	450円
	2割減額	7,980円	7,800円	180円
後期高齢者 支援金分	7割減額	8,610円	8,400円	210円
	5割減額	6,150円	6,000円	150円
	2割減額	2,460円	2,400円	60円
介護納付金分	7割減額	10,920円	10,920円	据置
	5割減額	7,800円	7,800円	据置
	2割減額	3,120円	3,120円	据置

## 3 賦課限度額の見直し(条例第15条の8、第19条の2)

基礎分賦課限度額について「58万円」を「61万円」に改め、同様に、保険料の減額を規定する条項においても賦課限度額を改める。

4 介護納付金分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合の改定  
(条例第16条の4)

介護納付金分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合を所得割について「100分の53」を「100分の54」に、均等割について「100分の47」を「100分の46」に改める。

## II 法令改正等に伴う条例改正

### 1 引用法令の規定に合わせた規定の整理（条例第12条）

引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の規定に合わせ、規定を整理する。

### 2 国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について（条例第19条の2）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、「国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」の判定基準(5割軽減・2割軽減の判定基準)を改める。